

質 疑 応 答 書

滑川町こども第三の居場所事業運営業務について、下記質疑に回答します。

番号	仕様書頁	質 疑 事 項	回 答
1	3	実施場所は、滑川町役場東側に建設中の（仮称）滑川町福祉センターという認識で相違ないでしょうか。	その通りです。
2	4	実施期間について「滑川町が指定する開設日（7月上旬）」とありますが、具体的な開設日が決まっていたら教えてください。	具体的に決定しておりませんので、7月上旬とさせていただきます。
3	5	対象について（3）「その他関係機関」について具体的に教えてください。	滑川町要保護児童対策地域協議会に組織する関係機関等を想定しています。
4	5	スタッフについて「計3名以上」としていますが、開所時間に必ず勤務している人数が3人以上という認識で相違ないでしょうか。	その通りです。
5	—	別紙の評価の着目点「本業務の進め方及びスケジュールが適正であるか」の中の、スケジュールとは事業開始以前以降の両方の期間を指すものの認識で相違ないでしょうか。	その通りです。
6	—	別紙の評価項目「本業務に係る運営予算について」を考えるうえで、水光熱費等の予算立てのため、実施場所の広さやインターネット環境など施設の詳細について教えてください。	こども第三の居場所として約 128 m ² の事業場所を準備します。また、インターネット環境を整備しますが開設契約等は事業者で行ってください。
7	—	運営委託料の毎月の支払日について教えてください。また事業を運営する経費が月で残った場合翌月に委託料を繰り越すことは可能でしょうか。また、年度を越しての繰り越しは可能でしょうか。	運営月の10日払いを原則とし、翌月への繰越は可能ですが、年度を超えての繰越はできません。
8	—	運営委託料は事業開始前の月から発生する認識で相違ないでしょうか。	事業開始月から発生します。
9	—	施設内の備品はどこまで設置されていますか。運営事業者が負担することはありますか。	事業スペースを用意しますので、第三の居場所に必要な備品は運営事業者で負担してください。
10	—	施設について修繕が発生した場合の費用は滑川町という認識で相違ないでしょうか。また、施設に対して火災・地震等の保険は付与されていますか。災害時の避難場所の指定がありましたら教えてください。	大規模な施設修繕は滑川町で行います。公共施設への保険は付与いたします。災害時の避難場所は滑川中学校体育館になります。